

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
滋賀県	多賀町	平成 23 年度 (令和 6 年度)
振興山村名	大滝村 ・ 脇ヶ畑村	
指 定 番 号	経企山村第 44 号	

I. 地域の概況

(1) 地理、地勢、気候等自然的条件

滋賀県の東部、多賀町の振興山村（以下、「当地域」という。）は、町面積 135.7 km²のうち 89.5 km²（65.8％）を占めている。そのうち森林面積は 94.0％となっている。

東部の県境付近には鈴鹿山系の北部を構成する標高 1,000 m 内外の山々が連なり、これらを水源とした芹川が旧脇ヶ畑村地域を、犬上川が旧大滝村地域を通り琵琶湖に注いでいる。

気候は日本海型気候に属しているため、冬の寒さは厳しく山間部では 1 m を超える積雪が見られる。

(2) 人口の動向

本町の人口は、令和 2 年国勢調査結果によれば 7,274 人であり、前回調査の平成 27 年の数値に対し、81 人（1.1％）の減少となっている。

当地域においては、令和 2 年は 1,635 人であり、少子化や若者の転出を要因とし平成 27 年から 305 人（15.7％）減少しており、町内の他の地域と比較して人口減少の進行が著しい状況にある。労働力不足や担い手不足による地域活力の低下、森林や農地の管理機能の低下が懸念される。

年齢階層別人口の動向 (単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H17	2,487 (100%)	311 (12.5%)	373 (15.0%)	368 (14.8%)	680 (27.3%)	755 (30.4%)
H22	2,250 (100%)	235 (10.4%)	308 (13.7%)	318 (14.1%)	595 (26.4%)	794 (35.3%)
H27	1,940 (100%)	169 (8.7%)	230 (11.9%)	243 (12.5%)	481 (24.8%)	817 (42.1%)
R2	1,635 (100%)	118 (7.2%)	165 (10.1%)	168 (10.3%)	404 (24.7%)	747 (45.7%)

出典：国勢調査R2年の人口総数には年齢不詳が含まれているため、各年齢層の合計と一致しない
 表中の（）内の数値は、総数に対する各年齢層人数の構成比

年齢階層別人口の動向 (単位：人、%)

年度	多賀町					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H17	8,145 (100%)	1,101 (13.5%)	1,286 (15.8%)	1,313 (16.1%)	2,264 (27.8%)	2,181 (26.8%)
H22	7,761 (100%)	1,008 (13.0%)	1,097 (14.1%)	1,238 (16.0%)	2,125 (27.4%)	2,293 (29.5%)
H27	7,355 (100%)	958 (13.0%)	920 (12.5%)	1,209 (16.4%)	1,839 (25.0%)	2,427 (33.0%)
R2	7,274 (100%)	969 (13.3%)	783 (10.8%)	1,136 (15.6%)	1,640 (22.5%)	2,464 (33.9%)

出典：国勢調査H27年およびR2年の人口総数には年齢不詳が含まれているため、各年齢層の合計と一致しない
 表中の（）内の数値は、総数に対する各年齢層人数の構成比

(3) 産業構造等の社会的及び経済的条件

当地域には東西に国道306号が通り、近畿地方から東海地方への交通路の一つとなっている。しかしながら冬季には積雪により通行止めとなるため、トンネルの整備による通年開通が望まれる。また、多賀町内には南北に国道307号・名神高速道路が通り、鉄道は近江鉄道多賀大社前駅がある。更に令和5年に多賀スマートICが供用開始（上り線は令和7年時点で工事中）され、当地域へのアクセスを良好なものとしている。

産業は従来、林業が中心で他に野菜栽培・水稻栽培・畜産などが行われてきたが、近年は木材・農産物価格の低迷や獣害および高齢化により、これら第1次産業への従事者が減少している。また、第2次・第3次産業は当地域内には事業者が少ない。このため域外への通勤が多くみられる。

Ⅱ．現状と課題

当地域は、昭和40年度に旧大滝村・旧脇ヶ畑村の2村が指定を受け、昭和41年度に第一期計画、昭和50年度に第二期計画、昭和56年度に第三期、平成4年度に新山村振興計画（第四期計画）を策定して、この間、これらの計画に基づき、森林資源の育成、幹線道路・農業集落排水設備・公共下水道設備・小学校校舎等の整備を行ってきた。このことにより、生活環境が改善し地域産業の基盤が強化されたところである。

しかしながら、農林業においてはシカによるスギ・ヒノキの皮剥ぎや、サル・イノシシによる農作物への被害が増えており、加えて木材・農産物価格の低迷、従事者の減少により、耕作放棄地の増加・森林の荒廃が進んでいる。また、地形的に大規模な企業の誘致は難しく、これに伴う当地域外への就業や冬季の積雪の多さから、過疎化・高齢化が進んだ集落も見られ地域コミュニティが失われつつあることが問題となっている。

一方、環境問題への関心が高まり森林の多面的機能が見直されていることや、余暇や老後を山村地域で過ごしたいという人が増えていることなど、当地域が山村地域であることを強みとして活かせる状況が生まれている。

こうした状況をふまえ当地域を振興するため山村振興計画を策定し各種施策を推進する。

Ⅲ．振興の基本方針

振興山村地域は、国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全に重要な役割を担っている。

しかし、山間部であることから、積雪の多さ・獣害・平地が少ないことなど不利な条件が見られ、人口減と高齢化が深刻化している。

こうした中で当地域を振興していくためには、自然環境の保全に配慮しながら、町道の整備・上水道施設の更新・農林業の振興などの各種施策により生活環境と産業基盤を整備していく必要がある。また、当地域の94%を占める森林の魅力を発信し環境への理解を深めるため、交流施策として森林環境学習を実施する。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

- 1 上水道施設の更新を中心とした生活環境施設の整備
- 2 国・県の主要幹線道路を結ぶ町道の整備
- 3 森林整備の促進、農業生産活動の継続

IV. 振興施策

1 交通施策

山村地域にとって道路は産業基盤および生活環境の維持に重要な役割を担っていることから、国・県の主要幹線道路を結ぶ町道の整備を行い、きめ細やかな道路の維持管理の実現のため、除雪体制の充実・橋梁等の長寿命化・地域住民と連携した道路保護活動の推進を行う。

自動車を運転することができない高齢者の方々など、いわゆる交通弱者と呼ばれる方が多く生活されていることから、バスや乗合タクシーの運行により、公共交通空白地域の解消に努めると共に、鉄道も含めた公共交通相互の接続強化により、利便性の向上を図る。また、NPOによる高齢者の買い物支援など当地域での新たな取り組みが始まっている。

3 産業基盤施策

当地域では過去には林業が重要な産業の一つであったが、木材価格の低迷や境界が不明確な土地の増加等により手入れがいきとどかなくなった森林が見られる。補助造林事業や境界明確化、環境を守るための企業の取組を活用し、森林の整備を進め効率的な林業経営を推進する。

5 地域資源の活用に係る施策

地域の農産物を活用した商品の製造加工、販売の強化に向けた地域ぐるみの取り組みや拠点整備により、雇用の創設を通じた当地域の活性化と定住促進を図る。

7 社会、生活環境施策

当地域の上水道施設は浄水場の新設および配水施設の改修がおおむね完了しており、引き続き計画的な更新を実施し安全で安定した水供給に努める。

公共下水道および農業集落排水設備は多賀町污水处理構想による計画地域の整備は完了した。今後は接続率の向上と整備計画外地域での合併浄化槽の導入促進により、生活排水処理率を高める。

誰もが安心して暮らせる地域をめざし、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援および近隣市町との連携による救急医療体制の充実や環境保全対策を行う。

防災倉庫に災害用備蓄物資を備蓄し、災害時の地域防災活動の拠点とするとともに、地域の消防団が迅速に行動できるように移動手段となる消防車の更新を進める。

10 国土保全施策

洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの国土保全に重要な役割を担っている中山間地域での農業生産活動を中山間地域等直接支払制度により維持増進する。

また、関係機関と協力して治水対策、急傾斜地崩壊防止施設・砂防施設の整備、治山事業の推進を図る。

11 交流施策

当地域の森林をはじめとする豊かな自然環境への理解と関心を深めるため、体験型の森林環境学習を実施する。

また、観光ニーズに対応した魅力的な観光地づくりを実施し、入込客数の増加や滞在時間の延長を目指す。

12 森林、農用地等の保全施策

国土保全をはじめとする山村の担っている重要な役割を維持するために、森林の整備を促進する。また、当地域の農業は経営規模が小さい農家が多く、経営基盤は担い手不足や農業従事者の高齢化によって弱体化していることから、集落営農や中核担い手と農業後継者の育成の推進、担い手への農地の集積・集約化を図り、農用地等の保全を推進する。

14 鳥獣被害防止施策

シカ・サル・イノシシによる農林業への被害を防止するため、彦愛犬鳥獣被害防止計画に基づき、電気柵や防護柵の設置、有害鳥獣駆除事業の実施や住民活動の推進を図る。

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

令和３年度に第６次多賀町総合計画が策定され、令和８年度には後期計画への更新が予定されていることから、総合計画における基本目標を踏まえ当計画を展開していく必要がある。

また、当地域の一部が自然公園法に基づく鈴鹿国定公園・湖東県立自然公園に指定されていることから、関係部局との調整を図るとともに、自然環境の保全と周辺の景観との調和に留意しつつ、施策の推進を図るものとする。